

別記様式第1号(第四関係)

か さ ま し の う そ ん ち く か っ せ い か け い か く
笠間市農村地区活性化計画

茨城県笠間市

令和2年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	笠間市農村地区活性化計画						
都道府県名	茨城県	市町村名	笠間市	地区名(※1)	笠間市農村地区	計画期間(※2)	令和2年度～令和4年度

目 標 : (※3)

本市では、農林業、商業、工業、窯業、石材業、観光業などが営まれている。しかし人口減少・少子高齢化が市内農村地区で顕著に進んでおり、急激な労働力減少、経済成長の低下、需要の減少など、地域経済に大きな影響を与えている。その中で、産業の核である農林畜産業を基軸とし、自然・歴史・文化・観光交流資源や商工業を取り込んだ地域の総合力を融合させ、笠間市創生総合戦略(ひと・もの・まち)を発揮するため、新たな地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設)を整備し、その施設を拠点として地域産業の活性化を進めるとともに、笠間市全域はもちろん県央地域全体への地域間交流促進を進め、人と地域の元気づくりを図る。

具体的な数値目標: 農産物等直売施設での販売額 (平成29～31年度一部推定平均) 357,236千円から(令和3年10月～令和6年9月) 590,000千円、農産物直売施設での交流人口(レジ通過者) 約280,000人から、同規模の直売所事例より想定される平均客数(1,300人/日)から想定する約474,000人への増加を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

笠間市は、都心まで約100Km、茨城県のほぼ中央に位置し、東西約19Km、南北約20Km、総面積240.4Km²の面積を有しており、北部は城里町、栃木県茂木町、西部は桜川市、東部は水戸市、茨城町、南部は石岡市、小美玉市に隣接している。地勢は、市の北西部は八溝山系から連なる山々、南西部は愛宕山を中心とする丘陵地帯など緑豊かな自然環境を有しており、南東部にかけて広がる、概ね平坦な台地に市街地や農業地域が形成されてる。また、市の中央を涸沼川が北西部から東部にかけて貫流し、肥沃な田畑が形成されている。気候は、夏は気温も湿度も高く、冬は乾燥した晴天の日が多く、太平洋型の気候となっている。

基幹産業である農業では、総農家数は3,859戸(平成27年度農業センサス)で総世帯数の約14%にあたり、豊かな田園環境を背景に稲作を中心として畜産や野菜、栗等の果樹や小菊をはじめとする花卉など、多彩な農業が営まれており、安定した農業経営の確立と地場農産物の消費拡大に取り組んでいる。

現状と課題

本市の人口は、現在75,794人(茨城県常住人口調査結果)、合併した平成18年の人口81,029人から比較すると11年間で6.7%減少し、少子・高齢化による人口減少が進んでいる。基幹産業である農林畜産業は、従事者の高齢化が進み、後継者や担い手が減少し、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加している。併せて、農産物の消費低迷により、総農家数は平成17年度と平成27年度を比較すると約17%減少しており、農業の衰退化・弱体化が懸念されている。このため、農林畜産業の振興が課題となっており、その手段として農産物を使った加工品等の開発や企業との連携により、安全・安心な農産品のブランド化や消費拡大に取り組んでいる。

また、観光客動態について、笠間稲荷神社、笠間日動美術館や茨城県陶芸美術館、笠間焼などの歴史的資源・芸術・伝統文化をはじめ、自然環境を背景とした多くの観光資源に恵まれており、その多くが笠間稲荷門前通りや佐白山、笠間芸術の森公園の周辺に点在していることを活かし、春の「陶炎祭」や秋の「菊祭り」をはじめ年始における初詣のほか主要な農産物である栗を活かした「新栗まつり」、「稲田みかげ石」など関係機関と連携し年間を通して多くのイベントを開催しているが、平成28～30年度の3年間、茨城県内では上位に位置する年間350万人程度の入込状況であるが現状のままでは大きな増加は望めない。

今後の展開方向等(※4)

農林畜産業においては、農業基盤の整備や日本型直接支払事業による農村環境の整備などを推進し、農地集積についても、農地中間管理事業を活用したモデル地区等の集積を図り推進し、農業者の高齢化とともに増え続ける耕作放棄地や就農人口の減少問題に対して、土地の有効利用や担い手の育成による耕作放棄地の解消や、農業経営が成り立つための支援に取り組む。また、JAの運営する農産物等直売施設のうち2店舗を本施設に集約することにより、商圏の拡大にともなう交流人口の増加と地域経済への波及効果を狙う。また産物を使った加工品の生産を拡大するために、加工施設の整備を進める。さらには集客を目的としたイベントなども実施する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
笠間市	笠間市農村地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	笠間市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
笠間市	笠間市全域	社会資本整備総合交付金事業	茨城県	計画期間:令和元年度~令和3年度

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

笠間市農村地区(茨城県笠間市)	区域面積 (※2)	23,078ha
区域設定の考え方 (※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 区域は笠間市農村地区とする。当市は平成18年3月19日に3市町が合併し、旧笠間地区の一部が中山間地域に指定されている。 当該地区は市街地を形成している都市計画用途地域962haを除いた総面積のうち、耕作放棄地を含めた耕地面積6,141ha及び林野面積10,047haを合わせた農林地16,188haの占める割合が約70.1%を占める。また、当該地区の全就業者数20,411人のうち、農林業従事者数1,749人は就業者数の8.5%以上を占めていることから、農林畜産業は本市の重要な基幹産業となっている。 出典:総面積、耕地面積等、林野面積、全就業者数、農林業従事者数「国勢調査27年10月」 参考:市街地を形成している区域「笠間市HP 笠間都市計画用途地域の変更」「平成27年農林業センサス」</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 笠間市農村地区の人口動態は、都市計画用途地域の人口を除くと60,227人、平成17年の人口63,646人から比較すると、10年間で約5.3%減少し、少子高齢化による人口減少が著しく進んでいる。また、総農家数は市全体で、平成22年に4,374戸あったが、高齢化や担い手不足などの要因により、平成27年度には3,859戸と約11.8%減少している。 このことから、受入機能強化施設を整備し、地域農産物、地域特産物、文化財等の地域資源を活かした地域交流を促進させることは、当該地域の活性化を図るために有効かつ適切である。 出典:人口・総農家数「国勢調査27年10月」、農家戸数「平成27年農林業センサス」</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 当該区域は、笠間市の総面積(24,040ha)から都市計画法に基づく用途地域(962ha)を除いており、市街地を形成している区域は含んでいない。</p>		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の目標の達成状況の評価は以下の方法により行うこととする。

(1) 交流人口の増加… 計画期間最終年度の翌年度である令和5年度に、茨城県観光客動態調査の入込み客数及び地域連携販売力強化施設の利用者数(レジ通過者数)により増加率を確認し評価をする。さらに、評価内容の妥当性を高めるため、学識経験者等の第三者で構成される委員会を設置し、意見を聴いた上で、その結果を公表する。

(2) 地域農産物等の販売額の増加
農産物等直売施設での販売額を把握し、目標達成状況の検証を行う。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

① 都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

② 法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領の定めるところによるものとする。